

定 款

株式会社アエリア

平成 14 年 9 月 3 日 作成
平成 14 年 10 月 30 日 会社成立
平成 16 年 3 月 12 日 変更
平成 16 年 6 月 30 日 変更
平成 17 年 3 月 30 日 変更
平成 17 年 5 月 31 日 変更
平成 18 年 4 月 1 日 変更
平成 19 年 3 月 29 日 変更
平成 20 年 3 月 28 日 変更
平成 25 年 3 月 28 日 変更
平成 29 年 3 月 30 日 変更
平成 29 年 7 月 1 日 変更
平成 30 年 3 月 29 日 変更
令和 4 年 3 月 30 日 変更

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社アエリアと称し、英文では、Aeria Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれらに相当する業務を行う会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

- (1) インターネットを利用した各種情報提供サービス業
- (2) インターネットを利用したゲームの企画、配信、運営、提供
- (3) コンピュータ及びモバイルネットワークの運営保守管理業務
- (4) コンピュータ及びモバイルとその付属品の販売、保守及び輸出入業
- (5) デジタルコンテンツの企画、制作、販売、コンサルティング及び仲介業
- (6) 電子商取引システム及び電子決済システムの設計、開発、運用及び販売
- (7) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (8) 投資事業
- (9) 金融商品取引業
- (10) 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与
- (11) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- (12) 企業の合併、分割、事業譲渡、業務提携等の仲介・斡旋及びコンサルティング
- (13) 不動産の所有、売買、賃貸借及びその仲介、管理等に係る業務
- (14) 不動産の有効利用に関する企画、開発、調査、設計及びコンサルティング
- (15) 著作権、著作隣接権、意匠権、産業財産権、コンピュータソフトウェア及びデジタルコンテンツの取得、売買、賃貸借、管理運用並びにこれらの証券化業務、ファンド組成
- (16) 広告、宣伝に関する企画、制作掲載及び広告代理業
- (17) セールスプロモーションの企画、立案及び製作
- (18) 映画、コンサート、演劇、各種イベントの企画、制作、運営並びにこれらのチケット販売業及びチケット販売代理業
- (19) 労働者派遣業
- (20) 書籍、雑誌等の出版物、電子出版物及び音楽著作物の企画、制作、輸出入販売
- (21) 旅行業法に基づく旅行業及びその代理業
- (22) 総合リース業
- (23) 会計帳簿の記帳代行、原価計算、決算書類の作成及び会計・経理に関する事務の請負
- (24) 前記各号に附帯又は関連する一切の業務

2. 当会社は、前項の事業及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、電子公告を行うことができ

ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、78,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第 10 条 当会社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議要件)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）10 名以内を置く。

②当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選

任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

但し、緊急のときにはこの期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

②会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定)

第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 37 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 38 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

第 1 条 変更前定款第 16 条の規定の削除及び変更後定款第 16 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

②施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

③本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第 2 条 （監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第 20 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

②第 20 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。